

令和5年5月8日～

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変わります

文部科学省通知文 5文科初第345号より
沖縄県教育委員会通知文 教保第172号より

1. 出席停止期間



発症後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで

※発症した日は0日目です。発症の翌日から1日目、2日目…と数えます。

※「症状が軽快」とは、解熱剤などを使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状などが改善傾向にあること。

※出席停止期間解除後でも、発症から10日を経過するまではなるべくマスクを着用するようにしてください。

2. 濃厚接触者の特定は行いません

これまでは、濃厚接触者として特定されていた下記のような場合でも、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童は、直ちに出席停止にはなりません。

- ①同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した
- ②感染対策を行わずに、陽性者と飲食を共にした

3. 発熱や風邪症状での欠席の取り扱い

これまでは、発熱や風邪症状（咽頭痛や咳、鼻水など）がある場合は出席停止扱いでしたが、5月8日以降は出席停止ではなくなります。→病欠になります。

※学校や地域の感染状況や沖縄県からの通知によっては出席停止の扱いとなる場合もあります。

※出席停止にならないからといって、無理して登校せず、発熱や風邪症状、普段と異なる症状のある場合はゆっくり休養することが大切です。